

西尾市民病院院内保育所運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

下記の業務を実施するにあたり、本業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、公募型プロポーザル方式により提案を募集し、業務委託先の選定を行う。
なお、実施要領に関する説明会は開催しない。

1 概要

(1) 業務名称

西尾市民病院院内保育所運營業務

(2) 目的

西尾市民病院（以下「当院」という。）敷地内にて保育所を運営することにより、当院に勤務する職員が安心して業務に専念できる環境を整備することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「西尾市民病院院内保育所運營業務委託仕様書」のとおりとする。

※仕様書については現状の保育内容を示すものであり、保育所を効果的かつ効率的に運営するための仕様変更は協議により認めるものとする。

(4) 保育所概要

名 称：西尾市民病院ひまわり保育所

所在地：西尾市熊味町上泡原 6 番地

敷 地：1,200.83 m²

うち保育室 1 室 111.1 m²

うち乳児室 1 室 40 m²

うち園庭 756.3 m²

建 物：鉄筋コンクリート造 244.44 m²

(5) 期間

運營業務委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間

契約期間 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から運營業務委託開始までは前運営者との引継ぎ及び運営準備期間とする。

なお、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とし、西尾市議会による予算議決の結果、契約締結日の翌年度以降に当該金額の減額又は削除があった場合には契約を解除できるものとする。

また、保育内容の見直し等の理由により、仕様内容に変更が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、変更契約を締結するものとする。

(6) 委託料の提案上限額

本業務委託における提案上限額は、180,000,000 円（消費税及び地方消費税を

含まない) とする。

令和 9 年度 60,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

令和 10 年度 60,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

令和 11 年度 60,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

※契約時の予定価格を示すものではない。

(7) 委託料

委託料は、管理費及び人件費、材料費、消耗品費を合算し、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

なお、準備・引継ぎ期間に係るすべての費用は、受託者の負担とする。

2 参加資格

プロポーザル参加資格申請書の提出期日において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日までに西尾市入札参加資格者名簿の大分類「03:役務の提供等」中分類「16:その他の業務委託等」小分類「99:その他」の営業種目に登録されていること。
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日からプロポーザル参加申込書の提出期限までの期間で、定員 10 名以上の医療機関内保育所の運営業務を、1 年以上継続して受託し、これを履行した実績があること。
- (3) 愛知県内に本社、本店又は営業拠点(支社、支店、営業所等)を置いていること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (5) 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 保育の質の維持・向上と保育士を確保する観点から、西尾市民病院 ひまわり保育所で勤務している現委託先社員について、本人への意思確認を行ったうえで、出来る限り継続雇用すること。

3 スケジュール

公告日	令和8年 9月10日(木)
参加資格申請書の提出期限	令和8年10月 5日(月)
施設見学会	令和8年10月 6日(火)
質問書の提出期限	令和8年10月 8日(木)
質問書に対する回答	令和8年10月15日(木)
提案書の提出期限	令和8年10月29日(木)
プレゼンテーション実施	令和8年11月 5日(木)
審査結果通知(予定)	令和8年11月中旬
契約締結(予定)	令和8年12月中旬

※日程については、当院の都合により変更する場合がある。

4 プロポーザル参加申込

本業務の受託を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類等

ア 参加資格申請書（様式1）

イ 業務実績表（様式2）

- ・令和3年度以降、定員10名以上の院内保育所運営受託実績について最大3件
- ・令和8年4月時点での全国及び愛知県内での定員10名以上の院内保育所運営受託の件数

ウ 会社概要（様式3）

※様式2，3については、記載の内容を満たしているものであれば、任意の様式を利用可とする。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

当該要領9ページ「16 担当部局」のとおり

(4) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵便（書留のみ）

(5) 提出期限

令和8年10月5日（月）午後5時必着

(6) 参加資格確認の通知

プロポーザル参加資格の確認結果は、文書にて通知する。

令和8年10月9日（金）発送予定

5 質問書の提出及び回答

本事業について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式4）

※様式に記載の内容を満たしているものであれば、任意の様式を利用可とする。

(2) 提出先

当該要領9ページ「16 担当部局」のとおり

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、郵便（書留のみ）又は電子メールとし、口頭による質問は受け付けない。

なお、電子メールで提出する場合、タイトルは「保育所運営業務委託に関する質問について（社名）」とし、質問書を添付すること。また、送信後に電話で連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年10月8日（木） 午後5時必着

(5) 回答方法

令和8年10月15日（木）に西尾市ホームページで一括回答する。

6 施設見学

施設見学会を次のとおり開催するので、参加にあたっては、実施要領等を各自持参すること。

(1) 開催予定日

令和8年10月6日（火）午後6時～午後7時

(2) 開催場所

西尾市民病院 ひまわり保育所

(3) 参加方法

施設見学会参加申込書（様式5）を参加資格申請書の提出時に併せて提出すること。

※事前説明会の開催日等に変更が生じた場合には、参加申込書を提出した者に対し、個別に通知する。

(4) 注意事項

参加者は2名までとする。

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

企画提案書（様式6を表紙とすること） 9部（正本1部、副本8部）

※提出された参考見積は、審査において評価資料とするが、本業務に係る契約金額となるものではない。

(2) 提出先

当該要領 9 ページ「16 担当部局」のとおり

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵便（書留のみ）

(4) 提出期限

令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 5 時必着

8 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは事業における取組み方法について提案を求めるものであり、当該事業内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提示を求めるものではない。契約後の保育所運営については、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び西尾市が提示する資料に基づいて、協議のうえ決定することとする。

(2) 企画提案書記載上の留意事項

提案は、文章での表現（書面）を原則とし、簡潔に記述すること。なお、企画提案書は A 4 サイズとし、ページ数を記入する。

(3) 様式等について

ア 様式は全て A 4 判縦長とし、左綴じで製本又はファイリングすること。ただし、図表等については必要に応じて A 3 判も可とする。この場合は A 4 判と同じサイズに折り込むこと。

イ 全体的な見やすさ、分かりやすさを考慮して作成すること。文字サイズは 11 ポイント以上、各様式両面印刷 1 枚程度を目安とする。また、本文を補完するためのイラスト、写真及び図表の使用は可とする。

ウ 様式中の表については、必要に応じて各欄の大きさを調整できる。

エ 様式中の選択項目については、該当するものを囲む又はチェックすること。

オ 各様式の記載内容を説明するのに有効な資料は添付を可とする。添付する場合は企画提案書の末尾に対応する様式が分かるように添付すること。

(4) 記載内容について

以下の項目順に記載するものとし、記載にあたっては本プロポーザルの内容を理解し、事業の目的を踏まえたうえで、提案者が提供できる役割や機能等を記載すること。

① 保育方針・保育計画（様式 7～9）

・保育理念・方針（様式 7）、

年間保育計画（様式 8－1）又は年間保育計画実例（様式 8－2）

※当院と同等規模の院内保育所での実例も可

※年間保育計画を年齢別に作成する場合は、1 歳児を想定して記載

・デイリープログラム（様式 9）

※デイリープログラムは前日・当日に 3 歳児 2 名の夜間保育実施がある場合

② 運営管理（様式 1 0）

③ 保育内容（様式 1 1－1）、病児保育の対応（様式 1 1－2）

④ 配置基準（様式 1 2－1）、加配基準（様式 1 2－2）

⑤ 保育評価（様式 1 3）

⑥ 保育所と保護者の相互連絡等（様式 1 4）

⑦ 安全・衛生・健康管理（様式 1 5）

・事故発生・災害発生・不審者対応マニュアル及び事故防止・個人情報保護・避難訓練実施マニュアルの有無及び活用状況

・保育室・トイレ等の衛生管理内容や清掃頻度及び給食提供における衛生管理方法

・保育児の健康管理について、健康状態の観察方法、保護者からの情報収集体制、職員間の情報共有体制

⑧ 追加提案（様式 1 6）

仕様書の内容以外で受託できる業務、保育児・保護者が利用できるサービス、仕様書以外での施設の利活用、災害等の非常時の運営

⑨ 参考見積

別添 1 「西尾市民病院院内保育所運営業務委託仕様書」及び別添 2 「見積条件」での委託料を提示すること。（【条件 1】1 ヶ月及び【条件 2】3 6 ヶ月の委託料）

9 提出された企画提案書等の取扱い

- （1）企画提案書に記載された提案内容は、当該企画提案書の提案者の許可なく使用しない。ただし、西尾市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- （2）本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- （3）提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける受託候補者の特定以外の目的では使用しない。
- （4）提出された企画提案書等の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- （5）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者

が負う。

10 審査の手続き及び受託候補者の特定

提出された企画提案書等について、「西尾市民病院院内保育所運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。なお、応募者多数の場合は、事務局による第一次審査を行う場合がある。

（１）審査

①日程 令和８年１１月５日（木）

※時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

②本審査への出席は３名までとする。（うち１名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）

③ヒアリング時間は１事業者あたり３０分程度（説明１５分、質疑１５分程度）を予定する。

④主に「８ 企画提案書の作成要領（４）③、④、⑥、⑧」の事項について説明すること。

⑤紙面の資料以外にスクリーンに資料を投影しての説明も可能。会場にはスクリーンとプロジェクタを用意する。PCは各自用意をすること。

（２）評価項目

別添３「評価基準」による。

（３）受託候補者の特定

①各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第１位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、２番目に多く第１位を獲得した事業者を次点者とする。

②第１位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第２位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第１位の数及び第２位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。

③第１位及び第２位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

④事業者が１者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

⑤各選定委員の平均評価点が選定委員会で定めた最低基準点（６０点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

- ⑥受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな受託候補者として
手続を行う。

11 審査結果に関する事項

受託候補者として、特定又は特定しなかった旨を令和8年11月中旬以降に書面
(結果通知書)により通知する。また、西尾市ホームページで受託候補者名・提案
者数についての審査結果を公表する。

12 無効となる提案等

次のいずれかに該当する者の提案は無効とする。

- (1) 契約締結までに上記「2 参加資格」を満たさなくなった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった者
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に
適合しない書類の提出があった者
- (4) 談合等の不正行為があった者
- (5) 法令並びに西尾市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行っ
た者
- (6) 審査の公平性を害する行為が明らかになった者
- (7) 見積金額が上記「1 (6) 委託料の提案上限額」を超過した者

13 契約について

- (1) 本プロポーザルによって受託候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴収の相
手方とする。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された企画提案書をもとに、当院と詳細を
協議する。この際、改めて当院から提案内容の説明を求めることがある。また、
契約内容と仕様については、協議の結果、本プロポーザルの業務内容から変更
が生じることがある。
- (3) 契約は、契約準備期間を含めて令和8年12月中旬以降に両者協議の上締結す
る。

14 終了時における本業務の引継ぎ

- (1) 契約を終了する際には新たに本業務を受託する者（以下「新受託者」という。）
及び委託者に対して業務引き継ぎ書を作成し提出すること。
- (2) 受託者は新受託者に対して本業務のすべてを遺漏無く真摯に引継ぎを行うこと。
- (3) 引き継ぎ書に基づき本業務の引継ぎを終了した時点で、受託者及び新受託者は
引継ぎ完了報告書に記名・押印し、委託者に提出すること。

15 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 委員会の構成員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、西尾市は一切の責任を負わない。
- (4) 審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者が上記「2 参加資格」で規定する参加資格を満たさない者となった場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、西尾市は一切の損害賠償の責を負わない。

16 担当部局

西尾市民病院 事務部管理課 職員担当

所在地：〒445-8510 西尾市熊味町上泡原 6 番地

電 話：0563-56-3171（内線：2286）

E-mail：byouin-shokuin@city.nishio.lg.jp

西尾市民病院ホームページ URL：<https://hospital.city.nishio.aichi.jp/>